

第31回釧路市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日時：令和3年5月9日（日）16：00～17：00

場所：釧路市役所議場

1 釧路総合振興局管内における感染状況について

- ・4月の感染者は7名と少なかったが、5月に入り本日まで32名の感染者が発生している。

2 新型コロナウイルス感染拡大防止について

- ・感染防止の基本行動について、あらためて徹底すること（資料あり）
- ・釧路総合振興局管内において、感染者が増えてきていることから、釧路総合振興局長、管内市町村長との連名による緊急メッセージを発出（資料あり）

3 その他

- ・ワクチン接種計画について、国より7月末までに高齢者への接種を終わらせるよう接種の前倒しについて通知があったことから、現在、医師会と相談し、あらためて医療機関に対し意向調査を実施している。

I. 感染防止行動の実践

【3つの場面での行動のポイント】

特措法第24条第9項に基づく
道民の皆様等に対する協力の要請

基本行動

手洗い、咳エチケット、マスク着用、人との距離を取る

1 外出の際には

○札幌市との不要不急^(※1)の往来は控える。

※1 具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出や往来を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても混雑している場所や時間を避けて行動してください。

○「緊急事態宣言」^(※2)及び「まん延防止等重点措置」^(※3)の対象都府県との不要不急の往来は控える。

※2 東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県（R3.5.12現在）

※3 埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、愛媛県、沖縄県（R3.5.12現在）

○体調が悪いときには、外出を控える。

○重症化リスクの高い方と接する際はリスク回避行動を徹底する。

1. 感染防止行動の実践

【3つの場面での行動のポイント】

特措法第24条第9項に基づく
道民の皆様等に対する協力の要請

2 飲食の際には

- 業種別ガイドラインや北海道スタイルの実践などを宣言している店舗を利用する。
- 「黙食」を実践する（食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用）。

3 職場内では

- 業種別ガイドラインや北海道スタイルの実践を進める。
- 休憩場所など、感染リスクが高い場所での対策を徹底する。
- テレワークや時差出勤を推進する。
- 特に石狩振興局管内の事業所等においては、まん延防止等重点措置における要請や協力依頼の内容を参考にしながら、感染防止対策を徹底する。

北海道釧路総合振興局管内の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた緊急メッセージ

道内では、感染しやすいとされる変異株による感染が増加し、札幌市においては、本日から緊急事態宣言と同等とも言える強い措置が実施されるなど、予断を許さない状況が続いています。

こうしたなか、釧路総合振興局管内では、行動制限が要請されている地域との往来や大人数での会食によるものと見られる感染の拡大に加え、事業所内における集団感染が発生しており、医療提供体制に大きな負荷が生じることが懸念されます。

ご自身はもとより、知人や友人、大切な家族の方の命とくらしを守るためにも、お一人お一人が、これまでの取組を今一度、見つめ直し、人と人との接触機会を減らすとともに、基本的な感染防止行動を徹底いただくよう、改めてお願いします。

- **札幌市との不要不急の往来を控える**
- **「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の対象都府県との不要不急の往来を控える**
- **飲食に伴う感染リスクを回避する行動の徹底**
(4人まで、短時間、深酒せず、大声出さず、会話はマスク)
- **事業所における感染拡大防止対策の再確認と徹底**

令和3年（2021年）5月9日

釧路総合振興局長、釧路市長、釧路町長、厚岸町長、浜中町長、標茶町長、弟子屈町長、鶴居村長、白糠町長

【問い合わせ先】

北海道釧路総合振興局地域創生部地域政策課 TEL：0154-43-9146

振興局HPに、新型コロナウイルス関連情報を掲載していますので、ご覧ください。

(URL) <http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>